

中農 第 3426-14 号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津市長 奥塚正典

市町村名 (市町村コード)	中津市 (44203)
地域名 (地域内農業集落名)	鍋島 地区 (鍋島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は旧中津の東に位置しており、区域内の農用地面積は、水田63%、畑37%となっている。
- ・水稻・麦・大豆の土地利用型作物が主に作付けされている。
- ・畑にはキャベツや白ねぎなどが、果樹園ではぶどうなどが生産されている。
- ・地域内の農業を担う者(担い手)への農地集積・集約化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き、水稻・麦・大豆の土地利用型作物の作付けを行い、畠地にはキャベツや白ねぎなど、果樹園ではぶどうなどの栽培を行う。
- ・引き続き担い手への農地集積・集約化を進める。
- ・地区的北西において基盤整備を実施しており、畠地化を行い農業用ハウスを建設し、高収益作物(アスパラガス、イチゴ)を生産予定。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・担い手を中心に集積・集約化を農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・過去に基盤整備を実施している。
- ・地区的北西を基盤整備により、畠地化を行い農業用ハウスを建設し、高収益作物(アスパラガス、イチゴ)を生産予定。
- ・可能な限り基盤整備(農道、水路の補修)を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地元・県・JA・市等が連携し、担い手を確保・育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・多面的機能支払交付金の取組組織等と連携し、農地の維持管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローン等を活用し、農作業の省力化を図る。

④、⑧

地区的北西を基盤整備により、畠地化を行い農業用ハウスを建設し、高収益作物(アスパラガス、イチゴ)を生産予定。

⑤果樹園があり、主にぶどうを生産している。

⑦多面的機能支払交付金の取組組織等と連携し、農地及び農業用施設の維持管理を行う。

⑨地区の北部に位置している牧場と連携し、WCSを作付けしている。